

富士通株式会社

従業員自身がインターバル時間の確保を意識できるシステムを構築

所在地	東京都	業種	通信電子機器販売業
設立年	1935年	全従業員数	34,472名(2019年12月現在)
勤務間インターバル制度の概要			
導入時期	2019年6月		
インターバル時間	10時間		
適用対象範囲	全従業員(非正規雇用社員、派遣社員を含む)		
規定根拠	通達		

1. 制度導入の目的

勤務間インターバル制度は、従業員の健康確保や多様な働き方を支援することにより、働きがいをもって業務に打ち込める職場環境を整備するという目的のもと導入しました。従業員全員に終業から始業までの間、十分な休息を取ってもらうための健康施策と位置付けています。

2. 制度導入にあたって

制度の導入にあたっては、その趣旨や仕組みについて従業員に正しく理解してもらうために、オンライン研修を実施するとともに、人事部門からメールマガジンを配信する等、周知を徹底しました。

インターバル時間を確保しやすくするため、本制度導入に併せてコアタイムのないフレックスタイム制の適用範囲を拡大する等、フレックスタイム制の見直しも実施しました。

3. 制度内容

<インターバル時間数>

当社における標準的な働き方に照らして10時間としました。

<インターバル時間の確保に伴い、始業時刻がずれ込む場合の対応方法>

勤務形態によって取扱いを定めています。一般勤務の従業員が事業所の所定始業時刻より遅く出勤する場合、所定始業時刻から勤務したものととして取り扱います。フレックスタイム制勤務の従業員については、コアタイム開始時刻から勤務したものととして取り扱います。

<インターバル時間を確保できないことが認められるケース（適用除外となるケース）>

当社では健康施策として導入しているため、インターバル時間の確保を義務としていません。よって、適用除外等は設けていません。

<インターバル時間を確保できなかった時>

インターバル時間を確保できなかった従業員に対して、その理由は確認していませんが、「やむを得ず 10 時間の休息を確保できない場合は、近接した日にフレックスタイム制を活用する、もしくは年次有給休暇を取得する等、休息時間を確保してください」と、勤怠管理システムでアラートしています。

<インターバル時間の確保に向けた工夫・サポート>

【オンラインタイムレコーダーでのポップアップ表示】

当社では、オンラインタイムレコーダーによって労働時間を把握していますが、22 時以降に深夜勤務を行う場合は、その画面上に、退勤打刻の際に勤務間インターバル制度に関するメッセージをポップアップ表示するようにしました。「次の勤務開始時刻は明日の〇時〇分以降です」というメッセージとともに、「やむを得ず 10 時間の休息を確保できない場合は、近接した日にフレックスタイム制を活用する、もしくは年次有給休暇を取得する等、休息時間を確保してください」というメッセージが表示される仕組みとなっています。

【事前申請】

業務都合でやむを得ず残業する場合は、事前申請画面に理由を入力し、所属長から承認をもらいます。これにより、翌日インターバル時間を確保して出勤する従業員がいる場合、所属長が事前に把握できるようになりました。

【制度浸透のためにインターバル時間の確保状況を共有】

勤務間インターバル制度の浸透を図るため、人事部門から全従業員に、インターバル時間の確保を促すメールマガジンを不定期に配信しています。また、本制度に対する意識を高めるため、制度導入後は1ヶ月間のインターバル時間の確保状況を共有しています。

【出向者については必要に応じて勤務間インターバル制度への配慮を申し入れ】

社外への出向者には出向先の就業ルールが適用される場所ですが、雇用形態や職種の違いを問わず、管理職を含む全従業員に勤務間インターバル制度を適用している観点から、出向者についても、出向先の企業に対して必要に応じて勤務間インターバル制度への配慮の申し入れをしています。

4. 制度導入の効果

現在は制度の浸透を図るために様々な手段を試している段階です。インターバル時間の確保状況等の数値目標の設定等も考えています。現在、健康確保のために勤務時間、休暇の取得状況、インターバル時間の確保状況を自動的に把握するシステムを構築中です。

5. 制度の新規導入をめざす企業へのアドバイス

従業員の健康に資することを目的とした勤務間インターバル制度においては、従業員一人ひとりが自律的に休息を確保できる環境の整備が必要であり、フレックスタイム制と組み合わせて活用できることが重要と考えております。